

介護保険料 還付、充当及び返戻通知書
過誤納金

WE000001

--

年 月 日

京都市長



還付調定（処理）月	整理番号
-----------	------

被保険者	被保険者番号	徴収番号

過誤納元会計年度	歳入出元区分
----------	--------

お返しする額 (③ - ④ - ⑤)	円
-----------------------	---

内 訳	過誤納 介護保険料				過誤納の理由		納めすぎとなった額(過誤納金) ①	
	納付方法	期月	収入日	執行日	納付済額	納付すべき額	過誤納額	円
					合計	保険料 延滞金		

還付加算金 ②	円
---------	---

過誤納金合計 ③ (① + ②)	円
---------------------	---

他の納付すべき額に充当する額 ④	円
------------------	---

特別徴収義務者に還付する額 ⑤	円
-----------------	---

内 訳	充当		被保険者番号		徴収番号			備考
	科目等	調定年度	年度相当	期月	納付すべき額	充当額	差引残額	
					合計	保険料 延滞金		

返 戻	特別徴収義務者に還付する額			
内 訳	4月	6月	8月	保険料額
	10月	12月	2月	

(注) この処分について不服のある場合は、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。詳しくは裏面をご覧ください。

W54495N

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都府介護保険審査会に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべくお住まいの区の区役所、支所を経由してください。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません（介護保険法（平成9年法律第123号）第196条）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の翌日から起算して1年を経過したときは取消訴訟を提起することができなくなります。